

PAPの限界と因果的決定論

吉原, 雅子
九州大学大学院人文科学研究院哲学部門 : 講師 : 現代哲学

<https://doi.org/10.15017/10305>

出版情報 : 哲學年報. 67, pp.113-130, 2008-03-01. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン :
権利関係 :

P A P の限界と因果的決定論

吉原雅子

1 フランクファートの議論

私達が行為の責任を行為者に帰属させうる条件の一つに、その行為者が自由意志に基づいて行為しているということがあるように思われる。すなわち、行為者は、可能な複数の行為の中から一つを選択し行うのでなければ、その行為の責任を負わないように思われる。というのは、もし他の選択の可能性を含むような意味においての自由意志がないのであれば、私たちは自分の選ぶものを選ぶ他はないのであり、だとすれば、その行為の選択は強制されたものとなるからだ。

この考えの最大の問題は、この考えに従うと、私達が通常人に帰属させている行為の責任と、行為を含む全ての事象が因果的に決定付けられているという決定論とが両立しない、ということである。世界がある物理的状態にあることと、物理法則とからは、次に世界がどのような状態にあるのかは決まるように思われる。だとするならば、私達がどのような行為を行うか、さらにはどのような行為を選択するか・意志するかも、私達自身にそれがわかるかどうかという実質的な問題は別として、原理的には全て決まっているはずである。そして決まっているのであれば、実際に選ぶ行為以外の行為を選ぶことはできないのであり、したがって私達はどのような行為を選択しても、その行為の責任は問われないことになってしまう。

このように、すべてが因果的に決定づけられているならばいかなる行為も行為者にその責任はない、ということ認める立場を、以下では非両立論と呼ぼう。逆に、決定づけられていることから行為者に責任がないことを導く議論はどこかに誤りがあるのだと考え、因果的に決定されていることを認めつつも同時に行為者に責任を帰することもできるとする考えを、両立論と呼ぼう。

H. Frankfurtによる‘Alternate Possibilities and Moral Responsibility’は、決定論と責任の両立可能性を巡る論争に大きな影響を与えた論文の一つである。この論文においてフランクファートは、PAP (the Principle of Alternative Possibilities) の原則への反例を提出している。

PAP：もし他の行為が可能でなかったならば、行為者には行った行為に対する責任はない

フランクファートの挙げる反例は、次のような条件を満たした状況として記述できるだろう。

- ① 行為者は、ある行為Aを選択する
- ② ある状況 α によって、その行為者には他に選択できる行為がない
- ③ α は、その行為者の行為生成において役割を果たしていない

この3つを満たすような状況が現実にはありうるかは問題ではなく、重要なのは、そのような状況は原理的に考えうるという点である。たとえば、次のような状況は想定可能である。行為者は、政党Bに投票しようかCに投票しようか迷っている。彼の脳には特殊な装置が埋め込まれており、彼がBに投票することを選択しようとするならばこの装置は何も行わないが、Cに投票することを選択しようとするならば、Bに投票するよう選択を変えさせるように動作する。そして、彼は実際にBを選択しようとし、Bに投票した。このとき彼は①Bに投票し、②脳内の装置によって、B以外(C)を選択することはありえず、③その装置は彼がBを選択したことにおいて何の役割も果たしていない。

114 このような状況では、行為者はBを選んだことに対して責任を負ってはいるが、B以外を選択することは不可能であった。したがってPAPの反例となっている。

このことは、決定論と責任が必ずしも両立不可能なものでないことを示しているように思われる。他の選択肢がなかったとしても責任を問うる可能性が

あるならば、因果的に決定付けられているとしてもなお責任を問いうる可能性があるのではないか。

可能性があるというだけならばごく消極的な主張であるが、フランクファートは、決定されていることと責任があることがどのような仕方でも両立するかについても、一応の説明を与えている。彼によれば、PAPは次のように改定されれば妥当なものとなる。

PAP'：もし他の行為が可能でないというただそれだけのために行為したならば、その人にはその行為に対する責任はない

私達は「他のことはできなかったから（仕方がなかったのだ）」という言い訳を用いるし、それを妥当な言い訳として承認している。これはPAPが誤りであるということと対立する。PAPが誤りであることを認める以上、私達は、「他のことはできなかった」ということを、責任を免除してもらうための言い訳に用いることはできないはずであり、こうした言い訳の言語習慣を改めなければならないことになる。フランクファートはこの問題について次のように説明する。「他のことはできなかったから」というような言い訳が通用するのは、この言い訳がなされた時、文字通り「他のことをできなかった（ために）それをした」ということ以上のことを、私たちがその言葉に読み込んでいるからである。私達は「他のことができなかったというただそれ（だけのために）」それを行った、ということと述べるものとして「他のことはできなかった」という発言を解釈している¹⁾。

フランクファートは、「だけ」という条件が必要な理由を、次のように述べている。

次のことは全て真でありうる。ある人があることをすることを避けるのを不可能にするような状況がある。その状況は、実際、彼がその行為をするということをもたらすことにおいて役割を果たしており、従って彼は他のことができなかったためにそれをしたのだと言うのは正しい。その人は

自分のしたことを本当にしたかった。彼はそれを本当にしたかったために行った。従って、他のことはできなかったというただそれだけのために、彼はその行為をしたと言うのは、正しくない。これらの条件のもとでは、この人には自分の行ったことに対する道徳的な責任がありうる²⁾。

決定論と責任との関係について、彼は次のように述べる。「だけ」という条件が入らなければ、PAPは非両立論に深刻な影響を及ぼさない。というのは、もしある行為を行うことが因果的に決定されているのであれば、決定されている「ために」その行為を行ったというのは正しいだろうし、また因果的に決定されているということが他のことはできなかったということの意味するのであれば、他のことはできなかった「ために」その行為をしたというのも正しくなるからである。だが、PAPに「だけ」という条件が入ることによって、決定論と責任の両立は可能になる。

2 フランクファートへの反論（1）

私が論文「行為の選択可能性と責任」において論じたことの一つは、フランクファートのこの考え方に対する反論であった。それは以下のようなものである³⁾。

先の引用からは、フランクファートが次のように考えているように思われる。すなわち、PAP'に「だけ」という条件が入らない場合には、因果的に決定されているならばその〈ために〉ある一つの行動をとっているということが真である以上、PAP'によると、行為者にその行為の責任は帰せられない。従って、PAP'を認める限り、決定論と責任は両立しない。一方PAP'に「だけ」という条件が入ると、因果的に決定されていたために行為し、かつ本当に行いたかったことであるために行為した、というような場合は、(PAP'の条件を満たしていないことになり、PAP'の適用外になるので)、PAP'が正しいとしても責任は帰属しうる。従って決定論と責任は両立する。

だが、引用部分で想定されているケースは、どのようにして可能なのだろう

か。フランクファートの記述に従って考えれば、引用で述べられているような状況であるためには、(1) 他のことができないという状況が、彼の行為生成に役割を果たしているということと、(2) その行為を本当にしたかったためにその行為を行った、ということの2つが同時に満たされているようなケースでなければならない。(1)の基準は何か。フランクファートが論文の中で用いている基準は、もし他の行為が可能だったなら異なる行為を行っていただろうといえることである。(2)の基準は何か。フランクファートが用いている基準は、仮に他の行為が可能だったとしても彼はそれを行っていただろうといえる、というものなのである。

この(1)の基準と(2)の基準は本来排他的であり、両方を同時に満たすケースは不可能である。もし他の行為が不可能であるという状況が行為生成において役割を果たしているならば、その状況がなかったとしたら他の行為がなされていたであろうと言えるが、もしその状況がなかったとしたら他の行為がなされていたであろうと言えるならば、その人がその行為を行ったのは本当にそうしたかったためではないということになる。フランクファートの上の記述を整合的に解釈するには、(1)と(2)の少なくとも一方に、フランクファートが用いているこれらの基準とは異なる基準が与えられなければならない。だが、フランクファートの論文の中には、他に基準の候補となるものは何も見当たらないのである。結局、「他の行為が不可能であるというただそれ(だけの)ために」行為したという条件に抵触するケースが、どのようにして可能なのか、明らかでない。もしこの条件に抵触するケースが不可能なのだとすれば、「だけ」という条件は、いかなる可能な状況も排除しない、無意味なものとなるだろう。

3 フランクファートへの反論(2)

117

決定論と責任の両立の可能性を論じるための予備的な議論としては、厳密に言えば、先に想定した脳内装置のような状況をPAPの反例として出すことは適切でないという議論もある(Ginet, 1996; Kane, Widerker, 1995; Wyma, 1997)⁴⁾。その状況が冒頭で述べた条件②を満たしているかどうかは疑

わしいというのである。というのも、行為者がBを選択しようとしたならばその後実際にBを選択することになることが因果的に決定付けられているかどうかは、はっきりしないからだ。もし決定付けられていないとすれば、彼には、Bを選択しようとした時点で、いまだBもCも選択できる自由意志があるかもしれない。すなわち、B以外を選択することは不可能である、という条件は満たされていない。逆に、もし全てが因果的に決定されており、行為者がBを選択しようとしたならば実際にBを選択するということが決まっているとしよう。その場合は、②が満たされていることになる。だがその場合は、彼にBを選択した責任があると前提することはできない。因果的に決定付けられていることと責任があることが両立するかどうかは、論証されるべき点であり、責任を前提することは論点先取となってしまう。結局、行為者は道徳的責任を負っていないかもしれないと考えるか、さもなければ行為者には他の行為の可能性があったと解釈する他はないのである。したがってこの状況は、行為者が道徳的責任を負っておりかつ行為者には他のことができなかつたような状況ではない。

しかしながら、こうした点は、行為選択と責任の関係にとって本質的な点ではない。Fischerはフランクファートを擁護して次のように返答する⁵⁾。フランクファートの議論のポイントは、むしろ次のような点にある。ある種の状況(α (上の例では脳に特殊な装置が埋め込まれていること))は、行為者から彼が実際に行った行為以外の選択肢を奪ってしまうという性質のものである。にもかかわらずそうした状況(上の例では装置)が、行為者の行為生成において役割を果たしていないケースというのは可能である。行為生成において役割を果たしていないならば、行為の責任の有無を左右するものではない。したがって、選択肢を奪うという性質をもっていることそれ自体が、責任の有無を左右するわけではない。

だが、Fischer自身も認めているように、これにも更なる反論がある。その反論によると、ある状況が他の行為の可能性を排除してしまうものであることは、決定論を前提してはじめて言えることである(もし決定されていないのであれば、問題の状況が生じていても、行為者には未だに複数の可能性が残って

いることになるはずである)。だが、そうだとしたら、行為者から選択肢を奪っているものは、本当にその状況なのだろうか。先に述べた例では、行為者がどちらを選択しようとしているかを感知し脳を操作する、脳に埋め込まれた装置なのだろうか。むしろ、世界の物理的状態と因果法則の方なのではないだろうか⁶⁾。

議論を整理してみよう。Fischerはまず、フランクファートの議論を次のようなものと考えているように思われる。

前提1 条件 α が成立している

結論1 他の行為の可能性がない(前提1より)

前提2 その行為者には責任がある

結論2 他の行為の可能性がないのに責任があることがある(結論1、前提2より)

結論3 他の行為の可能性がないことそのものは、責任を無くすものではない

Fischerに向けられた第一の反論のポイントは、前提1から結論1の導出と、前提2とが両立しない、というものである。これに対して、Fischerは議論を次のようなものにつくりかえても本質的な部分は変わらないと考えているように思われる。

前提1 条件 α は、他の行為の可能性を排除するものである

前提2 条件 α は(行為生成に関わらないので)、それがあるからといって責任がなくなるようなものではない

結論1 他の行為の可能性を排除するが、それによって責任がなくなるわけではないような条件がある

結論2 他の行為の可能性を排除することそのものによっては、責任はなくなるらない

ここにおいて問題となるのは前提1である。条件 α が成立しているならば他

の選択肢がなくなることは、決定論が正しい限りのことであった。更に、そうだとするならば、他の選択肢がないのは、 α のためというよりはむしろ因果的に決定されているためであると考えられた。従って、議論は実のところは次のようになされていると考えなければならない。

- 前提 1 行為が因果的に決定されていることは、他の行為の可能性を排除する
前提 2 条件 α は (行為生成に関わらないので)、それがあるからといって責任がなくなるようなものではない
結論 他の行為の可能性が排除されていることそのものによっては、責任はなくなる

これは明らかに誤った推論である。

4 フランクファートの議論が両立論に対してもつ意義

こうした反論に対して、Fischerは、問題のケースは行為の可能性が二重に排除されているケースであると考ええる。すなわち、上のような議論をしているのではなく、次のような議論をしているのだと考えているように思われる。

- 前提 1 行為が因果的に決定されていることは、他の行為の可能性を排除する
前提 2 α は他の行為の可能性を排除する
前提 3 α は、それがあるからといって責任がなくなるような条件ではない
結論 1 他の行為の可能性を排除するが、それがあるからといって責任がなくなりほしくないような条件がある (前提 2、3 より)
結論 2 他の行為の可能性を排除することそのものは、責任の有無を左右しない

ここにおいて、前提 1 は結論の導出に関して何の働きもしていないものの、この推論は誤った推論ではない。

確かに、このような形で整理されたこの論証そのものは、他の行為の可能性

を排除する条件のうちどのようなものが成り立っていれば責任がなくなり、どのようなものが成り立っていればなくなるのかについては、何も語ってはいない。したがって、決定論と責任とが両立することを証明してはいない。だがこの議論は、決定論と責任のかかわりについて、(同じ行為の可能性を排除する α が責任をなくすようなものではないのに、)なぜ因果的決定は責任をなくすようなものであると言えるのかが検討されるべき問題として残っているということ、すなわち非両立論が正しいというためには、他に何らかの積極的な議論が必要であるということを示唆している。このようにFischerは考える。

しかしこのことは同時に、Fischerらの議論に、決定論と責任の不在を結びつける側面があることをも示している。PAPへの反例は、もともと、条件③

③ α は、行為者の行為生成において役割を果たしていない

を満たす状況として、構成されたものである。彼らの説明では、条件 α があるからといって責任がなくなりはしないのは、それが行為者の行為生成において役割を果たしていないからである。彼らは

(X)

他の行為の可能性を排除するような条件は、それが行為生成における役割を担っているときにのみ、それによって責任がなくなるようなものとなる

という前提を用いているように思われる。

もちろんこれは、ある条件によって責任がなくなるための必要条件を述べているだけであり、十分条件を述べているものではない。行為生成において役割を担っているなんらかの条件が、責任と無関係であるという可能性も残っている。だが、もしXが正しければ、因果的に決定されているという条件は、少なくとも、責任の不在のための必要条件の一つを満たしていることになる。因果的に決定されていることが行為生成において役割を担っていることは明らかだ

からだ。これはフランクファートも認めている点である。彼は、もしある行為を行うことが因果的に決定されているのであれば、決定されている「ために」その行為をしたと言うのは正しいと考えている。また、因果的に決定されているということが他の行為が不可能であることを意味するのであれば、他の行為が可能でなかった「ために」その行為をしたと言うのも正しいと考えている。

以上の話の要点は、次のようにまとめられるだろう。因果的に決定されていることと責任とが両立しないと考える非両立論は、次のように論じる。

- (1) 全ては因果的に決定されている
- (2) 決定されているならば他のことはできない
- (3) 他のことができないのであれば、責任はない
- (4) ∴因果的に決定されているならば責任はない

PAPの反例が示していることは、(3)がこのままの形では成り立たないことである。

だが同時にPAPの反例は、ある条件が成り立っているために責任がなくなるためには、その条件が行為生成において役割を担っていなければならないことをも示している。因果的に決定づけられていることは、行為生成における役割を担っている。したがって、因果的に決定付けられていることによって責任がなくなる可能性は残される。議論は次のように変更されれば相変わらず成り立つのである。

- (1) 全ては因果的に決定されている
- (2) 決定されているならば他のことはできない
- (3) 他のことができないのであれば、それが行為生成における役割を担っている限り、責任があるとは限らない
- (4) ∴因果的に決定されているならば、責任がない可能性がある

これは非両立論を立証する議論にはなっていないが、責任についてやはり重要

な問題を示していることに変わりはない。(4)の述べていることは、私達が普段行為者に責任を帰属させようと考えているどんなに明白なケースでも(例えば悪意を持って意図的に罪のない人を殺した、というようなケースでも)、責任がない可能性がある、ということだからである。

5 フランクファートの「自己」概念

因果的に決定づけられているために他の行為が不可能になっているにもかかわらず、責任がある、ということはどのようにして可能なのだろうか。

他の行為が不可能だったのだから責任はない、というためには、少なくとも、その不可能性が当の行為の生成において役割を果たしている必要があった。では他にどのような条件を満たしていれば、責任がないといえるだろうか。他の行為が不可能であることが責任に関わるための必要十分条件は、どのようなものだろうか。

既に述べたように、フランクファートはPAPをPAP'「もし他の行為が可能でないというただそれだけのために行為したならば、その人にはその行為に対する責任はない」に改定することによって、決定論と責任とが両立することは可能であると論じた。これは、両立することを証明するものではない。それに加えて、彼のこの方法に問題があることは既に述べた通りである。行為が決定されている(ために)その行為を行い、同時にその行為を本当に行いたかった(ために)行ったということがどのようにして可能なのか、彼の用いている(ため)の基準からは不明だからである。

フランクファート自身は、この2つの「ために」が同時に成り立つことがいかにして可能なのか、直接に論じてはいない。だが彼は別の論文中で、自由意志に関して次のような説明を与えている⁷⁾。彼は、行為者の行為に対する欲求を、一階の欲求と二階の欲求に分ける。一階の欲求は、複数もちうるものである。たとえば、麻薬を摂取したいという欲求と、麻薬を控えたいという欲求の両方を人がもつことは可能である。二階の欲求とは、どんな一階の欲求が実際に自分の意図となるかについての欲求である。たとえば、「自分は麻薬を控えたいという欲求に従って行為したい」「麻薬への誘惑に打ち勝ちたい」とい

た欲求である。そして、行為者の「自己」が反映された自由な行為とは、この二階の欲求にかなった行為であるとフランクファートは言う。

たとえば、いけないと思いつつ中毒症状によって麻薬に手を出してしまう患者は、自己を反映した行為を行うだけのコントロール能力を欠いているとされ、行為の自由をもっていない。「本当はそうしなかつた」（麻薬を摂りたいという欲求と摂りたくないという欲求のうち、摂りたくないという欲求に従いたかつた）のにしてしまった例として、責任は免除される。これに対して、もしその患者が本当に麻薬を摂っても構わないと考えていたのであれば、その患者には責任が帰属させられる。

この説明を適用することによって、決定論と責任の両立可能性は、次のように論じられるのではないだろうか。上の麻薬の例で言えば、麻薬を摂っても構わないと患者が考えている場合、中毒であることが決定されていることに相当し、麻薬を摂ることに対する2階の欲求の存在が、本当にそれをしたいということに相当する。すなわち、中毒によって行為が決定されている〈ために〉麻薬を摂取し、同時に麻薬を本当に摂取したかつた〈ために〉摂取したというような場合だと考えることができる。麻薬を摂取しないということは不可能であつたにもかかわらず、彼には責任が帰属させられるということになるだろう。一方、本当は麻薬への欲求に打ち勝ちたいと思つていた場合には、彼は中毒によって麻薬を摂る以外のことはできなかつたのであり、かつ、彼自身がそれを本当にしたかつたのではない以上、その中毒症状の〈ためだけに〉麻薬を摂取してしまつたことになる。したがって、PAP'に従うと、彼には麻薬を摂取した責任はないということになるだろう。2階の欲求に沿つた行為が「自己」を反映した「本当にしたかつた」行為である、という解釈を取り入れることによって、PAP'は適切に適用できているように思われる。

124 この説明の巧妙な点は、行為や欲求が因果的に決定されているということを認めながらも、その欲求のあり方を区別することによって、因果的に決定されているものの中で、責任を生むものとそうでないものを区別できている、という点である。決定されていることによって責任がなくなるための（必要十分）条件として、「自己を反映していないような欲求による」行為になっている、

という条件を追加しているのである。

6 フランクファートへの反論

しかしながら、この説明にも問題があると私は考える。

最大の問題点は、二階の欲求そのものが決定づけられている場合、その欲求をもたざるを得ない時点で既に自由ではない可能性がある、ということである。

たとえば、私達の脳がすべて宇宙人によって遠隔操作されていると想定してみよう。私達の持っている信念、意図、一階の欲求、二階の欲求、その他すべての心的働きは宇宙人による操作の結果である。このような場合、私達の意図による行為は、どれも自由意志による自由な行為とは言われないのではないだろうか。

フランクファートは、どのような意志をもつかが決定付けられているならば、それは自由な意志ではないと認めている。しかし彼は、自由な意志に基づいていなくても、自由な行為であることは可能であると考える。自由な行為とは、2階の欲求に沿った行為のことであり、その2階の欲求そのものや行為の意図が、自由に持ったものであるのか、決定付けられているのかは、行為の自由には問題でないという。そして責任が帰属されるのは、自由意志に対してではなく、自由な行為に対してである、とフランクファートは言う。

宇宙人のようなケースに対して、取りうる態度は3つあるだろう。一つめは、宇宙人に脳を操作されている場合にも、行為者には責任がある、と認めることである。フランクファートのような「二階の欲求」理論や「行為の自由」の定義に従う限り、これは認めざるを得ないことのように思われる。だがもちろん、これは私達の直観には反した結論である。

二つめは、宇宙人に脳を操作されている場合には行為者に責任はないのだから、因果法則によって決定されている場合にも、同様に責任はないのだと論じることである。つまり、宇宙人のケースを根拠に、非両立論をとることである。そして三つめは、前者の場合は責任がないが後者の場合は責任はなくならない、と考えることである。

二つめの非両立論の立場に立つ人は、宇宙人に脳を操作されていることで責任がなくなるということから、次のように論じるかもしれない。宇宙人に操作されて欲求や意志が決められている（ゆえに自分自身によるコントロールを欠いている）ことも、因果的に決められていることも、決められているという点において等しい。したがって、宇宙人の場合に責任がないと認められるのと同様に、因果的決定の場合にも、やはり行為の責任はないと認めるべきである。

このような議論にもいくつかの疑問点がある。まずこの議論においては、「決められている」という共通点を責任帰属に関して本質的なものと見ている。しかし、宇宙人のケースと因果的決定のケース（決定論を認める限りは実質的に全ての行為になるのだが）とでは、多くの共通点と相違点があるにもかかわらず、なぜ「決められている」という点のみをとりあげそれ以外の点に着目しないのか。たとえば、二つのケースでは、第三者の意図が介入しているかどうかという違いもある。第三者の意図どおりになるよう第三者に仕組まれているか否かという点に着目し、そのような他者の意図が介在していない場合にのみ責任は帰属させられる、という論じ方をなぜしてはいけないのか。あるいは、(宇宙人のように)自分達にその存在が知られていないようなものが関係しているかどうかの違いとして二つのケースの違いを考えることもできる。こうした違いは、無数にあげることができる。原理的には、そのうちのどの点を「責任の有無を分ける条件」とすることも可能なはずである。にもかかわらず、「決定されている」という共通点によって責任の有無が分かれるのだ、とすることには、どのような根拠があるだろうか。

決定されていることは、他の行為を不可能にするし、それが責任の帰属に重要な点だからだ、と論じたのでは論点先取である。今問題になっているのは、責任帰属に関わるのは、本当に決定されているか否かだろうか、ということだからである。

もう一つの問題は次のようなものである。仮に、因果的に決定されている行為については行為者に責任を帰属させられないことを認めたとして。宇宙人が決定しているケースにおいては責任が帰属できないということと、因果的に決定されているケースは宇宙人のケースと「決定されている」という点におい

て共通している、ということの2つがその根拠となることも認めるとしよう。では、前者の、宇宙人が決定していたケースにおいては責任が帰属できないということは、そもそも何を根拠にして言えるのだろうか。結局のところ、宇宙人に操作されていたならば責任はない、という前提は、責任を帰属できないような他のケースとの共通点であるとか、何かの規則に照らして導いたものとは思えないのである。

さて、宇宙人のケースに対する第3の態度は、宇宙人のケースについては行為者に責任がないことになり、因果的決定の場合には行為者に責任があることになるような、更なる責任帰属の条件を探すべきだとするものであった。

これは一見したところ、因果的決定と責任を両立させるための、恣意的な戦略と見えるかもしれない。だが、この戦略をとるべきであると考え理由はある。まず、フランクファートの理論に従った場合のような、宇宙人のケースでも行為者に責任はあるという結論は、私達にとって受け入れがたいものであるということは自明である。それは私達の直観に反した結論なのである。また、非両立論の立場に立つにしても、その根拠はやはりこの直観にあった。非両立論において、宇宙人のケースでは責任を帰属させられないということは自明なこととして前提され、特別な根拠に基づいてはいないように思われる。この二つのことを考え合わせるならば、そもそも、非両立論を採るのも（第三の立場に立って）両立論を採るのも、その基本的な根拠になっているものが私達の直観であるということは変わらない。因果的に決定されている場合に責任があるか否かについても、私達の直観に従って判断してもよいのではないか。

因果的に決定されているケースでは責任が帰属され、脳を操作されているケースでは帰属されないような責任帰属の条件が、私達の直観に則した正しい条件である。では、そうした条件は、具体的にはどのように探されるだろうか。責任帰属の条件を探すにあたって、私達は、私達が何に責任を認め何に認めないかという慣習に頼り、それに合致する条件を探すということしかできないように思われる。これまでに次のようなことが明らかになっている。他のことができないような状況があったとしても、その状況が行為生成に関係のないものであったならば、行為の責任にも関係がない。また、行為者自身の欲求に基づ

いた行為であっても、その欲求や意図が宇宙人によって決定されているのであれば、行為者には責任がない。これらの判断はすべて、何らかの根拠に基づいて行われているものではない。想定された個々の状況において責任があるかないかは、責任帰属の条件が何かという判断に先立って行われているのである。重要なのは、それらの状況において、私達が実際に責任を帰属させるか否かであって、それらの状況がどのような性質のものかではないように思われる。

もちろん、責任帰属の必要十分条件がない、ということはここからは出てこない。だが、それらの条件は、私達の責任帰属の慣習から導かれるべきものなのではないか。私達は、PAPの原則が一見正しいように見える、というところから議論をスタートした。しかし、他の行為の可能性を排除するような状況が、行為生成において何の働きもしていない場合を想定し、PAPが万能ではないことを見出した。また、2階の欲求という概念を導入することで、「自己」の「本当にしたかったこと」に沿っていけば責任が問えるという規則を考えたものの、その2階の欲求の与えられ方次第では責任が問えないのだから、この規則もやはり万能ではないということを見出した。すべて、規則の改定の根拠は、我々がそこに責任を認めること・認めないことである。だとするならば、決定されていけば責任は問われないことになる、という一般的な規則も、私達がそれを認めるか否かという判断に基づいて、検証してもいいはずである。

確かに、一方では、責任帰属のための一般的な規則を見出すことは倫理学の仕事である。また、責任を帰属させるべきか否かが問題となるような場合は存在し、一般規則を探求することの目的は、そうした場合に規則を適用して問題を解決することのようにも思われる。

次のような例を考えてみよう。私達の思考や行動が、宇宙人ではなくて、ウイルスのようなものによって洗脳されることで決定されているとしよう。あるいは、コンピュータのような無生物による操作によって決定されているとしよう（そのコンピュータを作った人の意図に反してコンピュータが暴走し、本来の意図とは異なる働きをしているとしよう）。もしこのような仕方で行為が決

全ての人が、かなりの長期に渡ってそうした仕方決定されていたとしよう。この場合、行為者に責任は帰されるだろうか帰されないだろうか。

これに対しては、特定の規則に頼ることなしには答えが出せないように思われる。責任帰属についての私達の直観や慣習は、このケースについて何も教えてくれない。だが、だからといってこのケースに答えを与えるような規則を探さなければならない理由はない、というのが、私の考えである。

責任があるのかないのかははっきりさせられないことそのものは、問題にはならない。責任が帰属させられる場合とさせられない場合の中間的なケースとして扱えばよいのである。たとえば、日常的に用いている諸概念の適用について考えてみよう。「机」や「本」や、あるいは「禿」といった言葉の適用範囲はどのようにして決まるだろうか。私達は、有限個の机や、本や、禿げていると言われる人に会うことによって、それらの概念を習得する。その結果として、たとえば上に物を置くには不安定な、30cm程の高さの、足のついた板を机と呼べるか、2ページのみのもを本と呼べるか、髪が全体に3分の1ほどに薄くなっている人を禿と呼べるか等といった問いに対して、私達は答えを出せるだろうか。そして、机の定義を与えようとするとき、そうした物を机と呼ぶか呼ばないかを決定するような定義を見つけなければならないのだろうか。そうではないように思われる。責任についても同様である。責任があるのかないのか、直観によって答えが出せないようなケースがあるのならば、特定の規則を適用することで無理に責任の有無を決めるのではなく、むしろ、答えが出せないという私達の直観に合致するような規則を探すべきである。

全ての行為は決定されているという決定論の立場と「決定されていれば責任は問われない」という規則とからは、全ての行為は責任が問えないものであるという結論が導かれてしまう。これは直観に反しているし、この結論に従って、責任帰属を私達が止めるということもないだろう。だとすれば、むしろ、因果的に決定されているからといって責任がないことにはならない、という両立論の立場から始めて、責任帰属のための条件を探すべきなのである。

私達が最初にとってきた手順は、PAPの妥当性を検討し、PAPが成り立つための条件を見つけ、さらに、他の行為の可能性がない場合の中で、どのよ

うな場合であれば責任を問うことができ、どのような場合であれば問うことができないか、ということ判定するための、さらなる条件を探すというものであった。そして、目的は、その条件に基づいて両立論が可能かどうかを考察する、というものであった。しかしこれは、手順が逆なのである。むしろ、両立論は、我々が実際に行っている、また行っていくであろう責任帰属のあり方から見て、前提するものであると思う。

註

- 1) 〈ために〉と〈ただそれだけのために〉はそれぞれ“because”と“only because”を訳したもので、「～の目的で」という意味合いはないものとして用いている。
- 2) Harry Frankfurt, “Alternate Possibilities And Moral Responsibility” in *The Importance of What We Care about*, 1988, Cambridge, p10
- 3) 吉原雅子, 「行為の選択可能性と責任」、昭和女子大学人間社会科学部紀要、第796号 14-23頁, 2007
- 4) Carl Ginet, “In Defense of the Principle of Alternative Possibilities: Why I Don’t Find Frankfurt’s Argument Convincing”, *Philosophical Perspectives* 10, 1996
David Widerker, “Frankfurt’s Attack on the Principle of Alternative Possibilities,” *Philosophical Review*, 1995
Keith Wyma, “Moral Responsibility and Leeway for Action”, *American Philosophical Quarterly* 34, 1997
- 5) John Martin Fischer, “Free Will and Moral Responsibility” in *The Oxford Handbook of Ethical Theory*, 2005
- 6) Stewart Goets, “Frankfurt-Style Counterexample and Begging the Question”, *Midwest Studies in Philosophy* 29, 2005
- 7) Harry Frankfurt, “Freedom of the Will and the Concept of a Person” and “Three Concepts of Free Action”, in *The Importance of What We Care about*, 1988, Cambridge